

令和4年10月12日
第1回 40歳未満の事業主健診情報の活用促進に関する検討会

資料1

40歳未満の事業主健診情報の活用促進に関する検討会 開催要綱

1. 目的

40歳未満の事業主健診情報については、2022年1月より事業者から保険者へ提供する仕組みが施行されており、2023年度中からマイナポータルで確認可能となることとされている。

労働者（被保険者）が自身の健診情報を踏まえてセルフケアをしやすくするとともに、事業主と保険者が連携して、年齢を問わず、労働者（被保険者）の予防・健康づくりなどを推進できるよう、40歳未満の事業主健診情報の活用に関する課題や関係者が取り組む事項等の検討を行ったため、関係者の参集を求め、「40歳未満の事業主健診情報の活用促進に関する検討会」を開催する。

2. 検討事項

- (1) 40歳未満の事業主健診情報の活用における課題に関すること
- (2) 事業者や保険者等の関係者が取り組む事項に関すること
- (3) 40歳未満の事業主健診情報活用に向けたシステム整備等について
- (4) その他 40歳未満の事業主健診情報の活用に関する事項

3. 構成

- (1) 本検討会は、保険局長及び労働基準局安全衛生部長が関係者の参集を求め、開催する。
- (2) 本検討会の構成員は、学識経験者、使用者団体の代表者、労働者団体の代表者、保険者の代表者、関係団体の代表者から構成し、別紙のとおりとする。
- (3) 本検討会に座長を置き、本検討会の構成員の互選により選出する。
- (4) 座長は、座長代理を指名することができる。
- (5) 本検討会には、必要に応じて別紙に掲げる構成員以外の関係者の出席を求めることがある。

4. 検討会の運営

- (1) 検討会の議事や会議資料及び議事録は、別に検討会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 検討会の庶務は、保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室及び労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室において行う。
- (3) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

40歳未満の事業主健診情報の活用促進に関する検討会 構成員

石坂 裕子	日本人間ドック学会 理事
伊藤 悅郎	健康保険組合連合会 常務理事
木村 恵利子	全国中小企業団体中央会 労働政策部副部長
坂下 多身	日本経済団体連合会 労働法制本部上席主幹
鈴鹿 麻菜	日本労働組合総連合会 総合政策推進局生活福祉局部長
土井 和雄	全国商工会連合会 中小企業問題研究所長 兼 創業・事業継承推進室長
藤口 憲輔	全国労働衛生団体連合会 副会長
宮川 政昭	日本医師会 常任理事
三好 ゆかり	国民健康保険中央会 保健事業専門幹
森 挙一	日本商工会議所 企画調査部課長
安田 剛	全国健康保険協会 本部 保健部長
山本 隆一	医療情報システム開発センター 理事長

(五十音順、敬称略)

オブザーバー

社会保険診療報酬支払基金